平成２２年（フ）第６２２号
岐阜県岐阜市永楽町１丁目16番地３、開始決定時の住所岐阜県瑞穂市牛牧722番地１
破産者　石原　英子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２３号
岐阜県各務原市川島松原町河田島東1380―17、住民票上の住所大阪府箕面市稲６丁目15番11―301号
破産者　ワークスＫ・Ｓ・Ｒこと　髙津　　久
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
兵庫県加古郡稲美町蛸草634―３
破産者　有限会社ハイブリッド工業
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
島根県簸川郡斐川町大字沖洲1813番地４
破産者　髙橋　道夫
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３７号
島根県簸川郡斐川町大字沖洲1813番地４
破産者　髙橋　栄治
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９０号
山口県宇部市大字東須恵1282番地の９
破産者　有限会社ヤマト
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６６号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2073番地
破産者　株式会社横内興業
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡県田川市大字川宮115番地の４
破産者　有限会社政時工務店
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４０号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦2544番地の２
破産者　有限会社川上土木建設
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８１１号
相模原市南区若松２丁目１番３号　ベラヴィスタⅡ103
破産者　石垣　啓子
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８０号
新潟市江南区砂岡２丁目８番60号
破産者　櫻井　利昭
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
釧路市星が浦大通２丁目２番６号
破産者　遠藤　亀松
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
釧路市星が浦大通２丁目２番６号
破産者　遠藤　町子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
青森県黒石市追子野木１丁目233番地２
破産者　一戸　和男
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第５号
仙台市青葉区東照宮１丁目17番１―121号、破産開始決定上の住所山形県酒田市若竹町２丁目15番24号
破産者　小嶋　　武
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１９号
山形県酒田市大宮町３丁目11番10号　ジュネス大宮204号、前住所山形県酒田市市条字荒瀬171番
破産者　池田　博一
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３１号
山形県東田川郡庄内町吉方字道上32番地
破産者　渡部　健一
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３５号
山形県酒田市新堀字下川原171番地の１
破産者　五十嵐安明
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第４５号
福島県いわき市内郷高坂町１丁目65番地の５
破産者　渡邉　照雄
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部